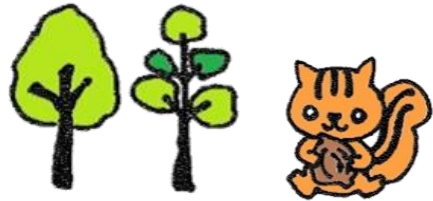


社会福祉法人 輝

りすのこ園

重要事項説明



令和7年4月 改訂

社会福祉法人輝
りすのこ園

〒273-0137

鎌ヶ谷市道野辺本町2-1-28

カーラシティ鎌ヶ谷式番館2階

TEL・FAX 047-443-3740

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 輝
所 在 地	鎌ヶ谷市初富 8 2 - 1
電 話 番 号	0 4 7 - 4 0 2 - 3 8 1 1
代 表 者 氏 名	理事長 皆川 輝夫

2 利用施設

施設の種類	保育所	
施設の名称	社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園分園 りすのこ園	
施設の所在地	鎌ヶ谷市道野辺本町 2 - 1 - 2 8 カーラシティ鎌ヶ谷式番館 2 階	
連絡先	電話番号 0 4 7 - 4 4 3 - 3 7 4 0 F A X 0 4 7 - 4 4 3 - 3 7 4 0	
管理者	園長 小宮山 節子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによる、支給認定を受けた児童で保育を必要とする 3 歳未満児	
利用定員	1 歳児～ 2 歳児の児童 0 歳児の乳児	1 2 人 3 人
開設年月日	平成 1 8 年 3 月 1 日	

3 サービスの目的・運営方針

社会福祉法人 輝 りすのこ園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

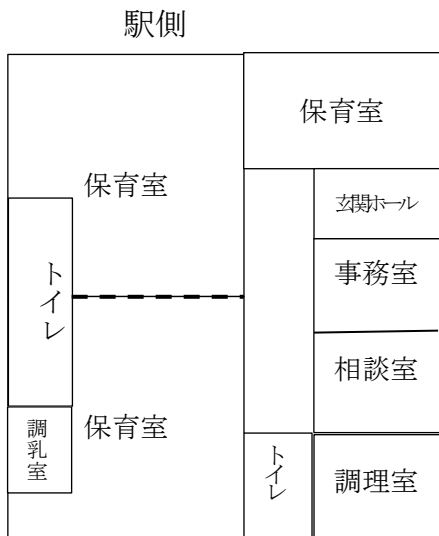
（１）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（２）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（３）当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

【園舎平面図】



床面積 167.23 m²

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	0,1歳児室
保育室	1室	2歳児
保育室	1室	一時保育室
相談室	1室	
事務室 (保健室)	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
駐車場	1台	

5 職員の設置状況・勤務体系

職種	員数	勤務体系
園長	1人	7:00~19:00の勤務時間帯でシフトを組みローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります
保育士	5人以上	
保育補助	2人以上	
看護師	1人	(ふじのこ保育園)
調理師	1人	8:15~15:00

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第85号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

【休 園】

*日曜・祝日

*年末・年始（12/29～12/31、1/1～1/3）

*その他、理事長・園長が必要と認めた時、臨時休園することもあります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

【保育時間】

種 類	実施時間	午 前	午 後
通常保育	平日	8時30分～12時00分	12時01分～4時30分
	土曜日	8時30分～12時00分	
時間外保育	平日	7時00分～8時30分	4時31分～6時00分
	土曜日	7時00分～8時30分	12時01分～6時00分
延長保育 (有料)	平日		6時01分～7時00分
	土曜日		6時01分～7時00分

◎時間外保育・延長保育・土曜保育の必要な方は申請をして下さい。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時31分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、延長保育料が必要となります）。別紙 1

区分			延長保育料（児童1人 当たり1回につき）
保育標準時間	月曜日から	18:01～18:30	50円
	土曜日まで	18:01～19:00	100円
保育短時間	月曜日から	7:00～8:29	150円
		土曜日まで	7:30～8:29
	8:00～8:29		50円
	16:31～17:00		50円
	16:31～17:30		100円
	16:31～18:00		150円
	16:31～18:30		200円
	16:31～19:00	250円	

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）保育内容

保育園では食事、睡眠、排泄の基本的な生活習慣を大切に安定した生活が送れるよう一人一人の成長段階に合わせた環境作りを心掛けています。いろいろな“あそび”を通して身体機能や言語面、情緒面などを育てたいと考えています。

< 0歳児 >

家庭的な雰囲気の中で、一人一人の「遊」「食」「寝」を保障していく。「快・不快」を感じる関わりと、保育者と信頼関係、愛着関係を持ちながら生活リズムを整え、個々の発達を促していく。

< 1歳児 >

自我を受けとめ、全身運動（移動）・微細運動（手や指の動き）ができ、探索活動が盛んに行える環境を作っていく。「自分の・人の」を感じられ、自我が出せる環境をつくっていく。「だめ」「いや」を主張させながらも、「まってね」「○○ちゃんのつぎね」と言われて行動を止めたり、頷いたりできるようにする。

< 2 歳児 >

友だちと関わる仲間意識が芽生えると共に、自己コントロールと自立を促していく。身体・指先機能、言語面の発達を促し、排泄・食事の仕方など、生活習慣も身につけてくる時期なので、個々に合わせた援助をしていく。

***りすのこ園 2 歳児修了後、連携園のふじ幼稚園、ふじこども園、ふじのこ保育園へ継続入園できます。**

< リトミック指導～2 歳児 >

月に 1 回専任講師による指導で音楽と楽しく触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばすとともに、身体的、感覚的、知的な基礎能力の発達を促します。

(3) 食事の提供

【給食】

当園の給食は栄養士が献立を立て、調理師が調理をしています。みんながおなじものを食べることにより、苦手なものが食べられるようになったり食事のマナーを身につけていきます。

*給食とおやつで一日に必要な栄養のうち 40～50%摂ることができるよう献立を立てています。

*献立表は毎月配信します。ご家庭の献立と重複しないよう、参考にして下さい。

給食だよりも毎月配信します。給食に関することや、食についての情報を発信していきます。

*給食の見本は毎週木曜日に玄関に展示しています。是非ご覧下さい。

*8 月・12 月・1 月に市場のお休みや調理室消毒等の為、お弁当持参の日があります。

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日まで、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食 (牛乳)	昼食 (1 学期の時間)	午後間食
0 歳児	9 時 2 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃
1 歳児	9 時 2 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃
2 歳児	9 時 2 0 分頃	1 1 時 1 5 分頃	1 5 時頃

※土曜日に登園される場合は、お弁当とおやつをご持参下さい。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば栄養士にご相談ください。

尚、アレルギーに関しては医師の診断指示書が必要となります。



(4) 延長保育事業

(5) 一時預かり事業

(6) 地域子育て支援事業 (子育て相談)

(7) その他 保育にかかわる行事等

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、保護者より当園が代理受領して、業者に直接お支払い致します。

指 定 用 品	集金袋（全学年）	120 円程度	※価格は目安で変更になる 場合がございます。
	お知らせ袋（全学年）	290 円程度	
	氏名印（全学年）	200 円程度	
	名札（全学年）	160 円程度	
	連絡帳（全学年）	200 円程度	
	カラー帽子（0 歳児）	900 円程度	
	カラー帽子（1, 2 歳児）	610 円程度	
	はじめてワーク（2 歳児）	460 円程度	
そ の 他	布おむつ	1 枚 16 円程度	※その他、別途購入する場合 もございます。
	写真（希望者）	1 枚 80 円程度	
会 費	行事協力費	1 年間 4, 200 円程度	

(3) 領収書について

徴収袋に領収印を押して年度末に返却致します。それをもって領収証とさせていただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳になった年度末
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 支給認定が取り消されたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 園での与薬について

保育園においては、お子さまに与える薬を原則としては行わないことになっていますが、やむを得ない場合に限り、保護者の申し出により医師の処方された薬のみお預かりします。

- * 与薬依頼書には必要事項を記入して、薬と一緒に職員に手渡しして下さい。
- * 薬は必ず1回分だけにし、名前を記入してください。
- * 薬はその時処方されたもののみお預かりします。
(以前の残りなどは持参しないようにして下さい。)

※市販の薬、解熱剤、坐薬、吸入薬はお預かりすることができませんので、ご了承ください。
(痙攣の既往があり、発熱時に痙攣止めの坐薬を使用しなければならない場合や喘息があり発作時に吸入を必要とする場合は除きます。)

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科	歯科
医療機関の名称	白戸胃腸科外科	みつはし歯科医院
医院長名	白戸佐和子	三橋 淳也
所在地	鎌ヶ谷市初富 924-1844	鎌ヶ谷市東道野辺 7-19-44
電話番号	047-445-8001	047-439-8241

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急連絡票

緊急連絡者	1	— 仕事中でもつながる電話番号を記入して下さい。 —			
緊急連絡先 TEL					
父母不在時の緊急連絡先	氏名			電話	
	続柄		住所		

かかりつけ医	名称					
	TEL	記号				
		番号				
かかりやすい病気		枝番				
特に病気で配慮すべきこと	必ず記入してください		認定年月日 (資格取得・交付・適用開始年月日)	年	月	日
過去にした大きな病気			(保険組合・協会名)			
その他特記事項						
平熱	℃	薬・食べ物のアレルギー	無・有 ()			

保育時間内の事故怪我について

事故(怪我)の起きないように最大の注意を払って保育をしておりますが、思わぬ事故(怪我)が起こる場合もあります。事故(怪我)に対しての治療費は園で保険(株式会社損害保険ジャパン)に加入していますので、園の方で支払います。但し、保育中のみです。登降園時の道路では十分お気をつけ下さい。また、看護師で対処できない怪我等の場合は、園でお願いしている病院で処置させていただきます。(★印は園医です)

マイナ保険証はお預かりすることができなくなりました。

病院の受診が必要なときは保護者の方に手続きをしていただく為、直接病院へ来ていただくか、保育園へお迎えに来ていただいてから病院の受診になります。

お手数をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【病院名】 ★白戸胃腸科外科 ★みつはし歯科医院

- ・東邦鎌ヶ谷病院 ・鎌ヶ谷総合病院 ・内藤耳鼻科
- ・石川整形外科 ・うらわ整形外科 ・鎌ヶ谷駅前眼科 等です。

1.4 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。必要に応じて、市及び関係機関に報告対応します。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園のご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 小宮山 節子 ・ご利用時間 8:30～17:00 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 ・電話番号 047-443-3740 (りすのこ園)
第三者委員	第三者委員の連絡先は保育園備え付けの重要事項説明に記載しております。

1.6 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.7 子どもの情報の提供について

- ・他の保育所などへ転園する場合に、転園先との間で必要な連絡調整をする場合があります。
- ・緊急時に於いては、病院やその他の関係機関に必要な情報提供を行います。

18 当園におけるその他の留意事項

個人情報保護について

本園が行う行事等におけるビデオ・写真等の記録について

- ・本園では写真・ビデオ等の映像記録を保育に役立つ記録としてとらえ、必要に応じて撮影を行います。なお、記録を望まない方は事前・事後にかかわらず、園に申し出ていただくことで、第三者への掲示や配布を控えさせていただきます。
- ・公開する行事において保護者等が記録する写真、ビデオ等については、本園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくとともに、むやみに第三者への提供（SNS、動画サイト、ブログへの投稿等）を行わないようにしてください。
ご家族ではない方が映っている映像を、本人の同意を得ずに第三者に公開することはできません。
- ・写真・ビデオ等の記録や印刷を業者に委託する場合は、本園が委託先の安全確認を行うとともに、業者が本園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で委託を行います。
- ・本園のパンフレット、広報誌、ホームページ、園内掲示物に使用する写真等については、本人を特定できない解像度で掲載するか、または保護者の同意を得ることとします。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面を似て重要事項の説明といたします。

社会福祉法人 輝りすのこ園
(ふじのこ保育園 分園)

理事長 皆川 輝夫